

# 東京都意欲と能力のある林業経営者等の登録及び公表実施要領

令和2年2月17日付31産労農森第1114号  
一部改正 令和8年4月1日付7産労農森第1532号

## 第1 目的

この要領は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下、「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）」、「森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付30林整計第713号林野庁長官通知）」、「森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成30年12月21日付30林整計第714号計画課長通知）」の規定に基づき、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者等の公募から公表までの必要な事項について、定めるものとする。

## 第2 定義

### 1 意欲と能力のある林業経営者

本要領に基づき東京都知事（以下、「知事」という。）が公募し、法第36条第2項に規定されている要件に適合するか審査して、名簿に登録された民間事業者のことをいう。

### 2 適合事業者

本要領に基づき知事が公募し、法第44条第2項に規定されている要件に適合するか審査して、名簿に登録された民間事業者のことをいう。

### 3 民間事業者

森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他社への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者をいう。

## 第3 公募の実施

### 1 知事は、市町村ごとに以下の民間事業者を公募するものとする。

(1) 法第36条第1項に基づく、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者

(2) 法第44条第1項に基づく、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うこと（以下、「集約化構想に位置づけられること」という。）を希望する民間事業者

### 2 公募の方法は、東京都産業労働局のホームページを用いて行うものとし、公募の期間は、公募の開始の日から30日間とする。

#### 第4 登録申請者の要件

公募に応募する民間事業者（以下「登録申請者」という。）は、都内に事業所を有し、かつ、都内で森林整備の実績がある者であることを要する。

#### 第5 登録の申請

- 1 登録申請者は、公募の際に定める期日までに、知事に、別紙1の提出書類一覧に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。
- 2 申請書類の内容は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 登録申請書（様式1）
    - ア 基本情報（商号又は名称、代表者氏名等、主たる事務所の所在地）
    - イ ①経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村（法第36条第1項関係）  
②集約化構想に位置づけられることを希望する市町村（法第44条第1項関係）
  - (2) 雇用状況及び資本装備に関する情報（様式2）
    - ア 組織に関する情報（職員数等）
    - イ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況、雇用の賃金形態）
    - ウ 技術者・技能者数に関する情報
    - エ 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
  - (3) 効率的かつ安定的な経営管理を行う能力に関する情報（様式3）
    - ア ①素材生産量等の増加又は維持に関する情報（事業区域・事業実績に関する情報）  
②経営管理の対象となる森林に関する情報
    - イ 生産管理又は流通合理化等に関する情報
    - ウ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
    - エ 主伐後の再造林の確保に関する情報
    - オ 素材生産及び造林・保育の実施体制の確保に関する情報
    - カ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
    - キ 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
    - ク コンプライアンスの確保に関する情報
    - ケ 常勤役員の設置に関する情報
  - (4) 経理的な基礎に関する情報（様式4）
    - ア 貸借対照表及び損益計算書の要旨に関する情報
    - イ 自己資本比率及び経常利益金額等に関する情報
    - ウ 経理区分に関する経理方法に関する情報
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合は①から⑥に掲げる書類の提出を省略することができるも

のとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票
  - ② 納税証明書
  - ③ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
  - ④ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
  - ⑤ 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
  - ⑥ 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等の写し
  - ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績の中から、素材生産及び造林・保育のそれぞれについて、代表的なもの1件の契約書等の写し）
  - ⑧ 経営管理の対象となる森林を有していることを証明する場合にあつては、所有権又は長期経営し得る権利を取得していることを確認できる書類
  - ⑨ 認定森林経営プランナーが在籍していることを証明する場合にあつては、認定証の写し
  - ⑩ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していることを証明する場合にあつては、合格証書の写し
  - ⑪ 伐採・造林に関する行動規範等を作成している場合は、その写し
  - ⑫ 労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類（終了証の写し
  - ⑬ 等）  
過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生した場合にあつて
  - ⑭ は、労働災害の再発防止策が定められた書類の写し
  - ⑮ 森林所有者や請負事業者と取り交した、取引条件を明示した書類の写し  
個人情報取扱いに関する事項を定めた書類
  - ⑯ 宣誓書（様式5）
  - ⑰ 直近の事業年度における⑥に記載された経理状況が良好でない場合にあつては、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書等により今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類の写し
  - ⑱ その他知事が定める書類
- 5 本要領に基づく書類は、次に掲げる事務所等を経由して、正副各1部及び添付書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) 23区内に主たる事業所が所在する登録申請者は、東京都産業労働局農林水産部森林課
  - (2) 多摩地域に主たる事業所が所在する登録申請者は、東京都森林事務所森林産業課
  - (3) 島しょ地域に主たる事業所が所在する登録申請者は、各支庁産業課
- 6 知事は、必要に応じて適合基準の確認にあたり必要な情報提供を求めることができる

ものとする。

## 第6 市町村の推薦

- 1 知事は、第5の申請があった場合には、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村及び集約化構想に位置づけられることを希望する市町村に対し、様式6により当該登録申請者に関する情報を提示するものとする。
- 2 市町村は、提示された情報を踏まえて、意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者として登録すべき者を、推薦理由を付して様式7にて推薦することができる。

## 第7 登録の基準

法第36条第2項第1号及び第2号並びに法第44条第2項第1号及び第2号の要件に適合するか否かを判断する基準は、別記1に定める。

## 第8 審査の実施

- 1 第5第5項の登録申請に係る書類の提出を受けた事務所は、申請書類により第7の基準に適合するか否かを確認し、意見を付した上で森林課へ副申するものとする。なお、森林課が提出を受けた場合は、この限りではない。
- 2 登録にあたり、東京都意欲と能力のある林業経営者等登録審査会（以下「審査会」という。）を設置して審査を行うものとする。（別記2）
- 3 審査会は、第7の別記1の別表に掲げる取組事項との照合及び第6第2項による市町村長からの推薦を踏まえた上で、合議によって審査を行い、知事に意見を提出する。

## 第9 登録の実施

- 1 知事は、審査会の意見を踏まえた上で、登録申請者が第7の基準に適合するか否かを判断し、東京都意欲と能力のある林業経営者等名簿（様式8-1及び様式8-2）（以下「登録事業者名簿」という。）に、次に掲げる項目を登録するものとする。なお、第8の審査により、推薦した市町村でのみ登録を有効とすることができるものとする。
  - (1) 第5第3項（1）から（4）までに掲げる事項
  - (2) 登録番号、登録年月日、登録期間、変更登録年月日
  - (3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村
  - (4) 推薦した市町村名及び推薦理由
- 2 知事は、登録の可否について、登録事業者名簿を公表する前に様式9により登録申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定により登録をした場合は様式10により、市町村へ通知するもの

とする。

#### 第 10 登録の有効期間

- 1 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者への登録の有効期間は、いずれも 5 年間とする。ただし、終期は 5 年目となる日を含む年度の末日までとする。認定事業主が提出書類を省略する場合、改善計画と同一の登録期間とする。
- 2 第 9 第 1 項の規定により登録された意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者（以下「登録事業者」という。）は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第 5 から第 9 の規定を準用する。ただし、初回申請において、第 7 の別記 1 の別表に掲げる取組事項のうち、「今後取り組む」とした項目があった場合には、知事は、当該登録事業者に対し、更新時にはそれが「取り組んでいる」項目となっていることを求めるものとする。

#### 第 11 登録事業者の公表

知事は、第 9 第 1 項の規定に基づき登録を行ったときは、ホームページにおいて、林業経営者名簿を公表する。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

#### 第 12 実施状況の報告

- 1 登録事業者は、様式 3 に掲げる今後の目標及び取組に関し、毎事業年度の実施状況について、様式 11 により、当該実施に係る事業年度の終了後 3 か月以内に知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告内容を確認し、目標及び取組等に改善が必要と認められる場合は、登録事業者に対して指導助言等を行うことができるものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による実施状況の報告により、第 7 の基準を満たさないことが確認された場合には、次項第 2 項に準じて登録を取り消すこととする。

#### 第 13 登録の取消

- 1 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
  - (1) 第 7 の基準を満たさないことが確認された場合
  - (2) 登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
  - (3) 登録事業者からの申出があった場合
  - (4) 申請書類又は変更届出等の内容に虚偽の記載が確認された場合
  - (5) その他知事が判断した場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、様式 12 により登録を取り消す旨

を当該登録事業者に通知するとともに、様式 13 により関係市町村長に通知するものとする。ただし、前項（2）の場合にあっては、関係市町村長への通知のみとする。

#### 第 14 変更の届出

- 1 登録事業者は、公表内容に変更があったときは、様式 14 により知事に届け出ることができる。
- 2 知事は、第 1 項の規定による変更の届出があったときには、その届出に基づき第 9 の登録を変更するものとする。ただし、当初の登録期間の変更は行わない。
- 3 知事は、第 2 項の変更について、様式 15 により当該登録事業者に通知する。なお、関係市町村への通知は、第 11 の規定に基づく登録事業者の公表をもってこれに代えるものとする。

附 則（令和 2 年 2 月 17 日付 31 産労農森第 1114 号）  
この要領は、令和 2 年 2 月 17 日から適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日付 7 産労農森第 1532 号）  
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別記1（第7関係）

意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者の選定基準

第1 都内に事業所を有し、かつ、都内で森林整備の実績があること。

第2 別表に掲げる取組事項との照合を経て、東京都意欲と能力のある林業経営者等登録審査会にて認められること。

【例外事項】

第6の2の規定による市町村からの推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって1（1）の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

別表

項目		取組事項	補足
1 (1) ①	生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量又は生産性を向上もしくは維持させる目標を設定していること。	
1 (1) ②	経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を増加もしくは維持させる目標を設定していること。	
1 (2)	生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 <適切な生産管理> ・作業日報の作成・分析による進捗管理 ・生産工程の見直し ・作業システムの改善 ・その他（具体的に記入）  <原木の安定供給・流通合理化> ・製材工場等需要者との直接的な取引 ・木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ・森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」 ・その他（具体的に記入）  <持続的な経営> ・認定森林経営プランナーが在籍していること。	
1 (3)	造林・保育の省力化・低コスト化	必須項目にしない。ただし、取組があれば記載できる。	

項目		取組事項	補足
1 (4)	主伐後の再造林の確保	以下の両方に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐（皆伐もしくは択伐）及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること（※1）。</li> <li>・主伐後に適切な更新（※2）を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</li> </ul>	※1 1つの民間事業者が主伐と再造林の両方を実施できる体制があることを指す。 ※2 適切な更新とは、市町村森林整備計画に適合したものをいう。
1 (5)	素材生産及び造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材生産及び造林・保育に関して、それぞれ3年間以上の事業実績を有すること。</li> <li>・所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上であること。</li> <li>・林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。</li> </ul>	ここでいう3年間は連続している必要はない。
1 (6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて、民間事業者が遵守すべき行動規範を策定していること。</li> <li>・所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束すること。</li> <li>・事業がFM認証を取得した森林を中心とするものである場合、森林認証の認証基準を満たしていること（※3）。</li> </ul>	※3 森林認証を取得したことを証する書類を提出すること。

項目	取組事項	補足
1 (7) 雇用管理の 改善	<p>以下のすべてに取り組んでいること。ただし、⑤～⑦については、今後取り組むことを含む。</p> <p>①常時5人以上の就業者を雇用する事業所での雇用管理者の選任</p> <p>②雇用時に事業主の氏名又は、名称、雇用期間等を記した雇用通知書の交付の実施</p> <p>③社会保険制度（健康保険、厚生年金、雇用保険）への加入</p> <p>④定期的な健康診断の実施</p> <p>⑤就業者の常用化及び月給制の導入</p> <p>⑥必要な知識・技能を身に付ける教育訓練の計画的な実施</p> <p>⑦退職金制度の導入・加入</p>	
労働安全対策	<p>以下のすべてに取り組んでいること。ただし、④～⑥については、今後取り組むことを含む。</p> <p>①労働災害補償保険に加入（一人親方等の特別加入を含む。）ただし、一人親方等の特別加入ができない場合には、傷害保険の加入も可とする。</p> <p>②現場作業員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>③防護具等の着用の徹底</p> <p>④リスクアセスメントの実施</p> <p>⑤作業現場の安全巡回</p> <p>⑥外部の専門家による安全診断・指導の実施（自治体等の実施する講習会の受講を含む。）</p> <p>・その他（具体的に記入）</p> <p>⑦過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生していないこと（発生した場合には、適切な再発防止策が定められ、当該防止策が現場作業職員を含む組織内全員に周知されていること。）</p>	

項目	取組事項	補足
1 (8)	<p>コンプライアンスの確保</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。</li> <li>・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</li> </ul> <p>イ 以下のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者や請負事業者との間で取引条件を明示した書面を取り交していること。</li> <li>・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。</li> </ul> <p>ウ 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを宣誓すること。</p>	
1 (9)	<p>常勤役員の設置</p> <p>法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	
2	<p>経理状況</p> <p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が1回以上プラスとなっていること。</li> </ul>	

項目	取組事項	補足
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</li> <li>・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</li> </ul>	
会計の分離	経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	

## 別記2（第8関係）

### 東京都意欲と能力のある林業経営者等登録審査会

東京都意欲と能力のある林業経営者等の登録及び公表実施要領第8第2項に規定する審査会については、以下のとおりとする。

- (1) 審査会の審査員は下記に掲げる職にある者をもって構成する。審査会の会長は、産業労働局農林水産部森林課長をもって充て、事務局を森林課に置くものとする。

所 属	職	備 考
産業労働局農林水産部	森林課長	会長
農林水産部	団体経営改善推進担当課長	
森林事務所	森林産業課長	
森林事務所	保全課長	

- (2) 審査会の会議の開催は、必要に応じて会長が招集する。会議は、審査員の三分の二以上の出席をもって成立するものとする。また、会長の判断により、事務局が審査員に申請書類等を持ち回り、必要な説明を行うことで会議に代えることができる。なお、会議の開催について、会長が認めた時には審査員の代理者が出席することができ、審査会が必要と認めた時には、関係者及び専門家の出席を求めることができる。

- (3) その他、この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は審査委員会で定める。